

ブリティッシュコロンビア州における 少数言語による教育保障

— 立法議会における議論に着目して —

内田 圭 佑
(2022年10月7日受理)

The guarantee of minority language education in British Columbia:
The debate in the Legislative Assembly

Keisuke Uchida

Abstract: This study aimed to clarify the process of providing education in French and the formation of a French school board through an analysis of the debate in the Legislative Assembly of British Columbia, Canada, and to examine how minority rights are guaranteed in the province. In the Canadian Charter, Canada provides for Minority Language Educational Rights and guarantees school instruction in English and French. Based on these rights, each province has established language school boards with jurisdiction over education in English or French. An analysis of the debate in the Legislative Assembly regarding education in French, and the establishment of a language school board, revealed the following two points. First, there was a consensus that minority rights in BC should be equal to those of the majority. Second, the guarantee of minority rights was not led by the Ministry of Education but influenced by other provinces and court decisions.

Key words: Minority Language Educational Rights, British Columbia

キーワード：少数言語教育権、ブリティッシュコロンビア州

1. 問題の所在と本研究の目的

本研究の目的は、カナダのブリティッシュコロンビア州（以下、BC州）立法議会における議論を基に、フランス語による教育の提供やフランス語系教育委員会の成立の過程を明らかにし、同州における少数派の教育保障のあり方の特徴を考察することである。

カナダは10州と3準州からなる連邦制国家である。また、1969年の公用語法（An Act respecting the status of the official languages of Canada）制定以降、英語とフランス語の2言語を連邦の公用語としている。

教育に関する権限は、1867年憲法（Constitution Act, 1867）第93条において、教育に関する立法権を各州が専属的に有するとされ、州に分権化されている。そのため、連邦に教育省は設置されておらず、教育行政機関として州レベルに教育省、各自自治体には教育委員会等が設置されている。

ただし、憲法の規定により一部、連邦が州の権限を制約する場合がある。具体的には、公用語による教育に関して、1982年に制定された自由及び権利に関するカナダ憲章（Canadian Charter of Rights and Freedoms、以下、カナダ憲章）第23条において少数言語教育権（Minority Language Educational Rights）が認められた。この少数言語教育権とは、保護者の第一言語が居住する州内で少数派公用語であっても、保

本論文は、査読付き論文である。

護者がその子どもに当該言語による初等・中等学校教育を受けさせる権利である。これにより、それまで英語を教授言語としていた州においてもフランス語による教育の提供が求められることとなった。

同権利の規定上、ある学校において英語とフランス語のプログラムが別に編成、提供されていればよいとも考えられる。しかし10州すべてで、英語を教授言語とする英語系学校とフランス語を教授言語とするフランス語系学校が別に設置されている。また、それらの学校を当該言語を用いて管轄する英語系教育委員会とフランス語系教育委員会を別に設置する言語別教育委員会制度を採用している。さらに両委員会の管轄区域は独自に設定され、地理的に重なって設定される。例えばBC州では、英語系教育委員会は59設置されており州内各学区を分担して管轄するのに対して、フランス語系教育委員会は1つの委員会が州全域を管轄する。

この言語別教育委員会制度に関しては、その成立に関わる憲法や判例等の司法判断の分析が行われている。平田(2018)は、両制度の成立の根拠となった憲法の規定の分析を通して、少数派の教育委員会を多数派と別に設置することが憲法上の権利として保障されうることを明らかにしている¹。また、Behiels(2004)は、オンタリオ州、アルバータ州、マニトバ州の3州における少数派による学校の管理権獲得に至る保護者団体等の動きや裁判所の判断を分析している²。また、Richards(1990)はカナダ憲章第23条の解釈を段階的に拡張させるとともに、各州への言語別教育委員会の設置に影響を与えたカナダ最高裁判決を分析している³。さらに、各州の教育関連法令における教育委員会の組織構成や職務権限に関する規定の分析を通じて、少数派の教育委員会において、少数派による少数派のための教育の管理運営が保障されていることが明らかにされている⁴。

以上の先行研究は、憲法の規定に基づき、公教育の枠組みの中で公用語による教育を保障するために、各教育プログラムの提供や学校の設置だけでなく、教育統治までを権利保障の射程としたことを明らかにしている。翻って、アメリカ合衆国や日本は地理的区分に応じて学区を設定し、その地域に居住している住民の手で教育を統治する教育委員会制度を有している。カナダにも学区という地理的区分はあるものの、その学区の教育を管轄する主体は言語を共有する人々であり、言語のコミュニティを教育の統治主体として認めている。しかしながら、こうした各州における制度設計段階における議論の分析は十分に行われておらず、言語のコミュニティを教育の統治主体として認め、

独立した教育委員会の設置を正当化する論理は明らかにされていない。

グローバル化が進んだ現代において、特に欧米諸国では移民に対する教育を中心に、少数派の教育保障が課題となっている。その際、移民の子どもの就学機会が主な保障の対象となる。しかし、その教育内容や方法は多数派が決定し、さらにはその統治までが教育権として認められることはない。一方のカナダでは、少数派が少数派(言語や宗派)の教育を統治している。少数派の子どもへの教育機会の保障だけでなく、その保護者やコミュニティが教育を統治することで、多数派への同化の圧力に抵抗し、少数派コミュニティの維持・発展に資することができると思う。ただし、このように教育統治が認められている言語は、公用語である英語とフランス語のみであり、多文化主義政策の採用に影響を与えたウクライナ系や中国をはじめとするアジア系の教育委員会は設置されていない。たしかに、言語別教育委員会制度の法的根拠となる少数言語教育権は、公用語少数派の教育保障を定めたものであるため、英語系とフランス語系の教育統治は憲法上、認められる。しかし、カナダは多文化主義をも国是としており、「[カナダ憲法]で「等しく」認められる各種の権利保障が教育行政のあり様に関してもイギリス系・フランス系以外にも同等に認められるべき」という主張は論理上あり得る⁵とも指摘されている。したがって、こうした制度の設計にあたり、少数派による教育統治の論理や正当性がいかに主張され、認められたかについて明らかにすることで、カナダにおける非公用語コミュニティによる教育統治の実現や多くの国が直面している少数派の教育の保障という課題に対して一定の示唆を与えることができると考える。

これらの点を明らかにする上で、BC州は人口に占めるフランス語話者の割合、フランス語系教育委員会の設置状況の2点から着目すべき州である。2016年の人口統計⁶において、カナダ全体で第一言語を英語と回答した者は56.0%、フランス語と回答した者は20.6%である。それに対し、BC州で第一言語を英語と回答した者は68.9%、フランス語と回答した者は1.2%であり、同州のフランス語系はより少数派となっている。また、同州におけるフランス語系教育委員会は1つのみの設置であるため州内全域を管轄区域としている。一般に、より広範な管轄区域を持つことで輸送費をはじめとする諸経費が嵩むと考えられる。すなわち、BC州は他州に比べフランス語話者がより少数派であるにも拘わらず、その少数派の権利を保障するために、行政コストの負担が大きい制度設計を採っているのである。

以上を踏まえて、本研究は、BC州における公教育制度成立以降、特に1982年のカナダ憲章第23条において少数言語教育権が定められた時期のフランス語による教育やフランス語系教育委員会の設立に関する立法議会での議論の分析を通して、同州における少数派の教育保障のあり方の特徴を考察することを目的とする。

2. カナダ憲章以前のBC州の立法議会におけるフランス語による教育に対する言説

本節では、少数言語教育権がカナダ憲章において認められる以前の、公教育における教授言語としてのフランス語の位置づけを明らかにする。なお、BC州の州議会議事録⁷のウェブ上での公開が第29回議会（1970年）以降となっている。そのため、1970年以降の議事録において“french”および“francophone”を含む発言を中心に探索し⁸、フランス語による教育やフランス語話者の権利に関する議論を分析する。

BC州は、1849年にバンクーバー島、1858年に本土側がそれぞれイギリスの植民地となり、1866年にブリティッシュコロンビア植民地として統合されたことに始まる。その後、1871年にカナダ自治領（Dominion of Canada）に加入し、BC州となった。

当時、バンクーバー島では、国教会やローマカトリック教会の聖職者が教育を担っていた⁹。また、本土側にもいくつかの学校が設立されていたものの、ほとんどは教会が運営する宗派学校であった¹⁰。バンクーバー島と本土側がブリティッシュコロンビア植民地として統合された後の1872年に制定された「公立学校法」（An Act respecting Public Schools）第2条に基づき州の歳入から教育費が賄われることになり、同州における公教育が始まった。しかし、フランス語による教育は同法に基づく公立学校で行われることはなく、その後約100年間、フランス語による教育はすべてのフランス語話者を対象としたカトリック学校などの私立学校において行われてきた。

1970年以降の議会において、フランス語の教育について初めて言及されたのは、第29回立法議会第1会期1970年2月11日水曜日午後会である。具体的には、D. L. Brothers 教育大臣がある学区で幼稚園段階から教授言語をフランス語としていることを報告している¹¹。どの学区であるかは明言されていないため詳細については不明であるものの、同州においてフランス語を教授言語とすることが可能であったことは明らかである。

しかしこの他に、フランス語を教授言語として積極的に認める動きや発言は見られない。例えば、同会期2月17日火曜日午後会において、E. LeCours 議員からは以前挙げた意見に同意する形で、「カナダや北米に住んでいて英語を話さないことは考えられないことであり、フランス系カナダ人は英語を話さなければよそ者になる」¹²との発言もみられる。また、同第3会期1972年2月14日月曜日午後会では、L. R. Peterson 議員による二言語主義を推進し、上級公務員の多くをバイリンガルにするという連邦政府や州の政策が、フランス語話者の雇用や昇進を促進しているものの、その多くが英語話者であるBC州の公務員やその志望者に不利に働くなど、差別的な側面も有しているとの指摘もある¹³。

その後の第30回立法議会第2会期1973年2月14日水曜日午後会では、E. Daily 教育大臣が、連邦政府からフランス語教育のために提供される資金の使途をフランス語学習に役立つものであればどのような事項であっても承認すると発言している¹⁴。この資金については、同3月8日木曜日夜会において、D. A. Anderson 議員が金額は私立学校の在籍者を含んで計算されたのか、されていない場合にはその理由を説明するよう求めた¹⁵。これに大臣は、連邦政府から提供された100万ドル以上の資金は、公立学校在籍するフランス語学習者数に応じて配分されたと応答した¹⁶。さらに、当時のフランス語の教育に関わる実態として、同第5会期1975年3月4日火曜日午後会では、D. Webster 議員からバンクーバーサウスには、K-2のバイリンガル学校があるものの、約200人の在校生のうち、フランス系児童はわずか10%以下であることが報告された¹⁷。

以上のように、フランス語話者の多くが私立学校在籍していた。加えて、連邦政府から州政府に提供されるフランス語教育のための資金は、公立学校在籍者数に応じて配分されたため、ほとんどのフランス語話者に行き届かなかった。さらに、公務員をバイリンガルにするという政策が策定されていたことから、議会で明言されていないものの、同州におけるバイリンガルプログラムは、事実上、英語話者に対してフランス語の能力を伸長させるためのものであり、フランス語話者にフランス語を維持させるためのものではなかったと考えられる。

3. BC州の公立学校におけるフランス語による教育の提供に対する言説

BC州において、公立学校におけるフランス語による教育についての議題が多く挙げられ、議論が本格化したのは、第31回立法議会第2会期1977年7月26日火曜日午後会からである。

まず、G. S. Wallace 議員よりBC州首相 W. R. Bennett に対し、ケベック州首相 René Lévesque¹⁸とのやり取りについて報告が求められた。このやり取りとは、ケベック州首相がケベック州における、英語話者の英語系学校への通学制限などのフランス語を重視する方針を提示したものである。

これに関し G. F. Gibson 議員は、すべての州で英語話者とフランス語話者が混在する状況から、1つのフランス語圏の州と9つの英語圏の州になることで、カナダにおける2つの言語の問題は解決できるとケベック州首相は提案しているのだと述べ、この提案は多くの人々にとって魅力的だと認めている。しかしながら、提案に乗れば限られた領域内で国民感情が結集し、カナダという国に分裂を引き起こすという危機感を表明している。また、少数派の保護者団体からの要求を踏まえ、フランス語話者が比較的少ないものの集住している地域に、バイリンガルではないフランス語系学校を設立することを主張している。さらに、その費用のすべての州政府が負担するのではなく、国民統合の主要な責任を負うべき連邦政府に対し資金負担を求めるべきとも主張している¹⁹。

また、同第3会期1978年6月1日木曜日午後会では、P. L. McGeer 教育大臣がフランス語教育カリキュラムの充実を目指すことを示した。特に、カリキュラムや教材の作成に当たって、英語とフランス語の並行プログラムの開発経験が豊富であるモントリオールのポールドウィン・カルティエ学区に協力を要請し、ケベック州からもカリキュラム開発担当者を引き抜いたと述べている²⁰。

このように、フランス語による教育はそれまで行われてきた英語による教育を単にフランス語に翻訳して提供するのではなく、フランス語による教育の蓄積が多い他州の学区やカリキュラム開発担当者の経験を活用していた。続けて、同学区を選定理由として、英語からフランス語およびその逆の移行を可能とし、州内の教育システムの中で2つの孤立を作りたくないと述べている。ここに、フランス語話者のための教育を提供しようとする教育大臣の姿勢がみられる。さらに、フランス語話者をフランス語による教育で再生産して

いくのではなく、英語による教育との移行の余地を残したいという意味が示されている。

しかしながら、フランス語による教育の提供について、第34回立法議会第二会期1988年5月12日木曜日午後会では、L. D. Lovick 議員は連邦や州によるフランス語イマージョンプログラムにより、英語話者とフランス語話者の間に不和が生じていると懸念を示している²¹。具体的には、同プログラムを実施するにあたり、(英語系)学校の教室が使用されることになり、英語系の保護者らは子どもが公平な扱いを受けていないと感じていると説明している。また、第35回立法議会第一会期1992年4月13日午後会および同4月14日火曜日朝会では、それぞれ C. Tanner 議員と D. Symons 議員から同プログラムに関する資金配分方法について質疑がなされている。それに対する A. Hagen 教育大臣の応答を要約すると、同プログラムへは他のプログラムと同様に州政府による児童生徒一人当たりの予算に加えて、連邦政府による二言語教育プログラムに対する補助金が配分されている。そのため、結果的に一人当たりの金額は英語プログラムの児童生徒よりフランス語イマージョンプログラムの児童生徒の方が多くなるというものである²²。この点について、より詳細に追及する質疑はなされていないものの、両議員は英語系とフランス語系の一人当たりの公的教育費に差が生じていることを問題視していたと考えられる。

以上のように、フランス系学校の設置は以前より保護者団体から要求されていた。しかしながら、BC州の公立学校におけるフランス語の使用が議会において議論されはじめたのは、フランス語話者が多数派でありフランス語の地位や権利を求めたケベック州の影響によるものであった。その後のフランス語による教育に関するBC州教育大臣の方針は、フランス語による教育機会を提供することに尽力しながらも、英語による教育にも移行できるようにするものであった。また各議員の発言においても、フランス語による教育を提供することそのものへ反対する姿勢はみられない。このようにフランス語話者が少数であるBC州においても、フランス語話者を英語に同化させるのではなく、各州に2つの言語話者が存在し、ともに第一言語で教育を受ける権利が保障されることで、カナダという国家およびその国民として統合されると考えられていた。

しかしながら、フランス語イマージョンプログラムの登録者の多くは英語話者であることやフランス語プログラムの登録者もわずか200人程度²³と、フランス語話者のこれら公立学校におけるフランス語プログラムの利用状況は芳しくなかった。

4. BC州における独立したフランス語系教育委員会の設立に関する議論

(1) フランス語話者の教育の権利の明文化

1982年のカナダ憲章において少数言語教育権が認められ、連邦レベルにおける公用語少数派の権利が明文化された。しかしながら、少数言語教育権は保護者に対しその子どもに少数言語での学校教育を受けさせることを認めるものであり、独立した教育行政機関の設立は権利保障の射程となっていなかった。その後、1990年にアルバータ州²⁴、1993年にマニトバ州²⁵の保護者らを原告とした訴訟が起り、カナダ最高裁は少数言語教育権として少数言語話者数に応じて独立した教育施設や教育委員会の設立が認められると判断した。

BC州におけるフランス語話者の教育権の明文化は、1989年の第34回立法議会第3会期において学校法案67 (School Act (Bill 67)) として審議された学校法改正に伴うものである。なお、BC州では三読会制が採用されており、1989年6月26日月曜日午後会の第一読会、同6月28日水曜日午後会および7月4日火曜日午後会の第二読会、同7月5日水曜日午後会および7月6日木曜日午後会、7月7日金曜日朝会も委員会での審議、7日の委員会およびその後の第三読会を経て、承認されている。また、同法案の趣旨は第一読会でのA. J. Brummet 教育大臣の説明によると、サリバン報告書²⁶を踏まえ、31年ぶりの大幅な改正を行い、それまでの改正学校法や教育関連法を体系化することにある²⁷。そのため、フランス語話者の権利を盛り込むことを目的とした改正ではなく、フランス語話者の権利に関する文言について議論が行われた様子はない。なお、サリバン報告書も21世紀の日々変化する課題に対応する人材を育成するために提言を行ったものであるため、フランス語系教育委員会の設立を提言したものではない。

(2) 独立したフランス語系教育委員会の設立に関する議論

独立したフランス語系教育委員会の設立の動きに關して、1992年の5月および秋ごろに州首相や教育大臣がフランス語系学校の設立を示唆したとの報道や発言が取り上げられている²⁸。これらの進捗状況についての質問に対して教育大臣は、憲法上の要件や州民との協議のすり合わせを行っていると応答している。特に、第35回立法議会第3会期1994年6月13日月曜日午後会では、L. Stephens 議員からフランス語系教育委員会設立の進捗についての質疑が行われた。それに対

して A. Charbonneau 教育大臣は、カナダ憲章を遵守するための枠組みをフランス語話者の保護者らと議論していると回答している。具体的には、保護者らは州全体のフランス語による教育を自ら統治する組織を求めた。それに対し教育省は、その組織により莫大なコストがかかるため、フランス語プログラム毎に、保護者らが統治する権限を与えることを提案した²⁹。この教育大臣の発言から、教育省はフランス語話者に教育を統治する権限を付与することに異論はないものの、行政コストから州全体を管轄区域とするような教育委員会の設立には前向きでないことが読み取れる。また、保護者らはフランス語による教育は提供されているものの、その資金やフランス語プログラムがフランス語話者らの直接的な統治下でないことを問題としたのである。さらに、プログラム毎ではなく、州全体の組織とすることでコミュニティの結束を高め、フランス語話者間に教育の統治を行える者とそうでない者という分断を生じさせることを避けようとしたと考えられる。

(3) フランス語による教育行政機関の設立

上述のように立法議会においてフランス語による教育の統治機構やコストに関する議論がまとまらない中、フランス語系教育委員会の設立が法的に規定されたのは、1995年11月2日に制定された学校法規則としてのフランス語教育規則 (B.C. Reg. 457/95, Francophone Education Regulation)³⁰においてである。同規則に基づき、翌年9月からフランス語系教育委員会の運用が開始された。なお、規則は教育省が制定するため、制定に際し同規則の内容等については議会で議論されていない。しかし本規則制定後も、教育省とフランス語話者の保護者らとの議論は折り合わず、1996年8月19日のBC州最高裁判所による裁定までもつれ込んでいる。

前述の通り、同規則は教育省が制定したものであるため、その内容や文言等について立法議会での議論は行われていない。後述するが、同規則は有効性や内容に問題を抱えており、改めて立法議会においてフランス語系教育委員会の設立に関する規定を盛り込んだ法案の審議を求める司法判断が下された。そのため、同規則がどのような問題を抱えており、裁判所においてどのように議論されたのか十分に理解するためにまず、フランス語教育規則の内容を分析する。以下に本研究と関連のある規定の概要を整理する。

表1. フランス語教育規則における規定の概要

条	内容
2	(1) フランス語系教育当局 (Francophone Education Authority) として別表Bに定める定款を持つ Autorite Scolaire と呼ばれる法人を設立する。(2) (1) は副総督によるさらなるフランス語系教育当局の設置を妨げるものではない。
3	(1) 本規則および第17条に従い、フランス語系教育当局はフランス語教育プログラムを、管轄する所定の地域に居住する有資格児童生徒に提供するための排他的な権利を有する。
別表B	
4	当局の会員は、本規則に基づく資格を有し、当局により会員となることを認められた個人である。
11	A 欄のフランス語地区に居住する会員は、B 欄に示す数の代理人を選出する権利を有する。
12	第11条に基づき選出された代理人は、当局のすべての一般会議において、議決権を有する。
20	第11条 A 欄の地区に居住する会員は、その中から1人の理事を選出する権利を有する。
38	理事は、当局が有するあらゆる権限を行使し、実行することができる。さらに、本定款または規則による、あるいはその他の法的に指示されたり当局の一般会議において実行が求められたりしていない事項についても、以下の条件に従う限り、実行することができる (a) 当局に影響を与えるすべての法、および (b) 本定款 (c) 本定款と矛盾せず、当局の一般会議においてその都度定められる規則

出典：フランス語教育規則より筆者作成

本規則により、BC州におけるフランス語による教育を管轄する行政機関の構造が示された。ただし、第2条に示された通りに、管轄区域はフランス語話者の保護者らが要求したような州全体で1つではなく、複数の機関を設置しうる規定となった。また、別表Aとして18の英語系教育委員会が列挙されており、フランス語系教育当局はそれらの管轄区域と同範囲を管轄区域とするとされた。なお、当時の英語系教育委員会は75設置されており、フランス語系教育委員会の管轄区域は州内の一部に限られた。さらに、フランス語系教育当局という名称が与えられているが、第3条においてフランス語教育プログラムの提供に関して排他的な権利を有する組織とされており、英語系教育委員会と同等の権限を有する教育行政機関とみなすことがで

きる。

加えて、当局の運営方針や提供するプログラムの検討を行う一般会議における意思決定に携わるアクターにも特徴がみられる。本規則において、一般会議に出席し、議決権を有する者として、理事 (director) と代理人 (delegate member) が存在する。理事は教育委員 (trustee) として読み替えられ、両者ともに、第4条に基づき会員として認められた者からの選出となっている。また、その権限について、理事が当局の有するあらゆる権限を行使することができるのに対し、代理人は一般会議における議決のみとなっている。いずれにおいても、会員間のみで選出することになっており、保護者らの要求である、フランス語による教育の統治を可能とする制度が設計されている。

(4) フランス語教育規則に対する司法判断

しかしながら、前述の通り本規則公表後、フランス語系教育当局 (教育委員会) が運用を開始する前に、フランス語話者らとBC州政府間で裁判となる。本件は、同州のフランス語話者の保護者団体やフランス語話者連盟、P. L. Woodsら6人のフランス語話者の保護者らを原告とし、BC州および同州教育省等を被告とした。

本件は、カナダ憲章第23条等に基づく原告の権利に関する宣言および命令を求めるための申請である。ただし申請自体は、1989年3月に州政府が少数言語教育権を規定する法を制定しなかったことがカナダ憲章第23条に違反するとして開始された。そして、同年6月29日に答弁書が提出され、10月には審査が開始された。しかし、1990年のカナダ最高裁判決後、原告と州政府間で、少数言語教育権の履行に関する特別委員会を設置することで訴訟延期の同意が結ばれた。そのため、訴訟は1990年4月に休止され、特別委員会はフランス語話者の代表者によるフランス語教育の排他的な管理運営の実施や3地域におけるフランス語系教育委員会の設置、またそれらの規定の法への盛り込みなどを提言した。しかし、フランス語教育規則の内容からわかるように、その提言のすべてが反映されたものではなかったため訴訟が再開された。

表2. フランス語教育規則に関する争点

争点	内容
0	フランス語教育規則は学校法に対して権限超越 (ultra vires) であるか。
1	フランス語系教育当局に義務的な資金提供を規定しない規則は違憲であるか。

2	資本支出への州資金の使用がフランス語系教育当局に禁じられていることは違憲であるか。
3	フランス語系教育当局の施設や設備の入手に関する解決メカニズムを示さないことは違憲であるか。
4	一次立法 (primary legislation) でなく、規則による制定は、立法形式において違憲であるか。
5	規則は、政府の遅延において違憲であるか。

出典：BC州最高裁判決³¹より筆者作成

本件は、争点0の同規則が学校法を超える (vires) 場合、フランス語教育規則の有効性に関する上記争点1～5が生じるとされた。結果として、本件を担当したVickers裁判官は、同規則は学校法に対して権限踰越であり、学校法や同規則はカナダ憲章第23条により要求される権限等を満たしていないと判断した。特に、争点4に関して、規則ではなく法（一次立法）の方が改正のハードルが高く、民衆にも広く提示されるため2つの言語と文化の保護に対する関心・理解を得られると判断された。すなわち、法による安全で安定的な教育権保障が望ましいとし、法により実現される教育制度により、2つの言語・文化の保護とその理解を促進することの重要性を示したのである。以上を踏まえVickers裁判官は、適切な法が制定されるまで権限踰越のまま同規則に効力を持たせることやカナダ憲章第23条により求められる最高水準の管理統制が正当化されることなどの措置を示した。

(5) 法に基づくフランス語系教育委員会の設置

上述の裁定を受け、改正学校法案 (Bill 45, School Amendment Act, 1997) が第36回立法議会第2会期において議論された。第一読会は1997年6月18日水曜日午後会、第二読会は1997年7月23日水曜日午後会、第三読会は1997年7月28日水曜日午後会に行われた。第一読会および第二読会では、カナダ憲章第23条に基づき、同州内のフランス語話者が、その子どものフランス語教育プログラムの管理統制を行えるようにするためと改正の趣旨が説明されている。具体的な内容についての議論は第三読会で行われている。改正学校法案は、基本的に当時効力を有していた学校法にフランス語教育当局 (a francophone education authority) に関する規定を盛り込むものである。また、同法案においてもフランス語系教育当局の意思決定に関わる代理人等を会員が選出するという制度構造は引き継がれている。

このような改正学校法案に関して、1997年7月28日月曜日午後会の第三読会で議論となったことのうち、これまで論点となってきたフランス語系教育当局の管轄区域とコストに関わることを取り上げる³²。

まず、フランス語系教育当局の管轄区域に関して、法案の規定は第166.12条 (1) において「(a) フランス語系教育当局の設立、および (b) フランス語系教育当局名の割当、(c) フランス語系教育当局が管轄するフランス語系学区の設定」を副総督が規則に基づき行うとなっている。この規定の修正案として、A. Sanders 議員は「(a) BC州における有資格の子どもへのフランス語教育を管轄するフランス語系教育当局の設立」を提案した。同議員は修正案の意図を、新しいフランス語系学区の設置や既存のフランス語系学区の管轄区域の拡大させることを可能とする条文にすることと説明している³³。これに対し、教育大臣 P. Ramsey は現在設定されている18の学区以外に必要な子どもの数が揃った場合、州政府や教育省は管轄区域の拡大や追加の教育当局の設立について協議する準備はあるが、修正案の通りでは政府 (Crown) の支出が増加するため受け入れられないと主張した。この修正案は教育大臣による主張が受け入れられ、支出増加の問題から却下された。

次に、第166.29条 (2) に関して同議員から提案がなされている³⁴。同条 (2) の規定は、「フランス語系教育当局と教育委員会は、大臣の事前承認により、一方が使用しているものの、他方に帰属する資産の譲渡に関する契約を結ぶことができる」というものである。議事録において修正案の文言は示されていないものの、同議員の発言からフランス語系教育当局にも土地収用に関する権限を与える規定が提案されたと推察される。これに対し、P. Ramsey 教育大臣は、収用の権限を与えることにコストはかからないものの、実際に土地収用や学校用地の移譲を行う場合には政府 (Crown) のコストが発生してしまうことから反対している。この点に関して同様に、議長は政府 (Crown) の財政負債の観点から却下している。

このように改正学校法案においても、フランス語系教育当局の管轄区域はコストの問題から州全体ではなく、州内の一部に限られた。さらに、フランス語系学校の用地として収用することやそれまでフランス語教育プログラムを提供していた (英語系) 教育委員会の管轄する学校をフランス語系教育当局に移譲することにより生じるものをコストとしていた。

5. 結語

ここまで、BC州における立法議会での議論を分析し、フランス語による教育やフランス語系教育委員会の成立過程を明らかにしてきた。

BC州では、公教育制度を確立させた1870年代からの約100年間、英語を教授言語としてきた。そのため、同州におけるフランス語による教育はすべてのフランス語話者に開かれたカトリック学校などの私立学校で行われてきた。

1970年代から1990年半ばまで、BC州でも英語とフランス語のバイリンガルプログラム等を提供していたものの、立法議会において同プログラムの利用者の多くは英語話者であったと報告されている。そのため、バイリンガルプログラムはフランス語話者にフランス語による教育の保障を目指したというよりも、バイリンガルの公務員を増やすという当時の政府の方針から、英語話者にフランス語を身につけさせるといった意図があったと考えられる。一方で、フランス語を教授言語として用いることに反対するような発言はみられない。ただし、プログラムの実施にあたっては、連邦政府から補助金があるため、児童生徒一人当たりの公的教育費において、英語系とフランス語系に差が生じることを問題視する質疑が行われている。このことから、1970年代から1990年半ばまでの期間においてフランス語による教育として保障されたのは、公立学校におけるフランス語を教授言語としたプログラムの提供であった。しかし、提供されていたプログラムは、英語とのバイリンガルプログラムであり、現在のようにフランス語のみを教授言語するプログラムではなかった。

1982年にはカナダ憲章において少数言語教育権が規定され、その後の1990年代前半のカナダ最高裁判例を通じて、少数言語教育権として公用語少数派の保護者がその子どもに少数派公用語での学校教育を受けさせることに加え、多数派から独立した教育施設や教育委員会の設立が認められることとなった。ブリティッシュコロンビア州において、フランス語話者の教育権の法における明文化は1989年であり、フランス語系教育委員会の設立の法的な規定は1995年と他州より数年遅れてのことである。そのうえ、フランス語系教育委員会の統治機構について少数派の保護者団体と協議していたものの、主に行政コストを理由に保護者団体の要求を呑むことなく制度化を進めた。また、フランス語教育規則に関する裁判や改正学校法案の審議において、それまでの(英語系)教育委員会と異なる職務権限をフランス語系教育委員会に与えることは議論され

ていない。そのため、フランス語系教育委員会の自律性を著しく損なわせることや英語系教育委員会に従属する組織として制度化しようとしたのではないと言える。

以上を踏まえ、少数言語による教育の提供だけでなく、少数派による教育の管理運営までも保障することに関する同州における議論の分析から、同州における少数派の教育保障のあり方の特徴を考察する。

第一に、BC州における少数派の権利の保障の捉え方である。先述の通り、カナダでは少数派の教育のための独立した教育行政機関が設置されている。その一方で、言語別教育委員会制度のように、言語により受ける教育を分けることで、言語を基にした分断を生むことが懸念される。この点については、英語のカリキュラムとの移行の余地を残し、フランス語教育のカリキュラムが作成されたことなどから、英語とフランス語が互いに混ざり合わず分離したコミュニティになることを避け、二言語で統一された国家、州が目指されていた。しかしながら、そのような二言語主義の国家、州であることを教育においても実現し、フランス語話者の教育のために、より多くの資源を投入することは正当化されなかった。具体的には、少数派(フランス語系)により多く資金配分されることが懸念され、その財政負担の大きさから州全体を管轄区域とする教育行政機関を求めた保護者らの主張のすべては受け入れられなかった。すなわち、BC州において少数派の権利保障とは、あくまでも多数派と同等のものとなる点において合意が得られ、それに基づき合理的と判断される範囲内において独立した教育委員会の設立が認められたのである。さらに、少数派の権利擁護は国家の分断を生むものではなく、二言語が対等に保障されていることにより、統一されると考えられた。

第二に、他州に比べフランス語話者がより少数派のBC州においてフランス語話者の教育の保障やフランス語系教育委員会の設置は同州の主導ではなく、他州や司法の影響が強くあったということである。まず同州の公立学校におけるフランス語による教育の提供は、保護者らの要求も報告されたものの、1970年代にフランス語の地位等の確立を目指したケベック州の要求により本格的に議論され始めた。その後、1982年のカナダ憲章により少数言語教育権が認められ、1990年や1993年のカナダ最高裁判決を経て独立した教育委員会の設置が認められることとなった。それらに基づき、多くの州は1993年までに言語別教育委員会を成立あるいは成立させるための法改正を行っている。一方、BC州においてフランス語教育当局が設置されたのは、1995年の学校法規則の制定によってである。しかし、

その規定は州全体を管轄区域とするという保護者らの要望を実現するものではなく、1990年のカナダ最高裁判決による要件も十分に満たしたのではないとされた。その結果、BC州の最高裁の裁定により一次立法において、改めてフランス語系教育委員会の設立が規定された。しかし、その改正学校法において、フランス語話者がフランス語による教育を統治することは認められたものの、管轄区域は一部の地域に留められたまま成立することとなった。このように、BC州におけるフランス語による教育の提供やフランス語系教育委員会の設立への動きはフランス語話者が少数であったため鈍く、ケベック州やカナダ最高裁、BC州最高裁の裁定による影響を強く受け、成立させることとなった。

なお、現在BC州のフランス語系教育委員会は州内全域を管轄区域としている。同州のフランス語系教育委員会の沿革³⁵を参照する限り、1997年12月にVickers 裁判官の裁定を履行させるための訴訟が起こされ、1999年より管轄区域が州全域へと拡大されている。管轄区域拡大にあたり、その正当性やコストの問題がどのように議論されたのかは今後の課題としたい。

【注】

- ¹ 平田淳「多文化主義国家カナダの「憲法」における宗派的・言語別マイノリティの教育保障と教育行政制度」『佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要』第2巻、2018年、68-79頁。
- ² Behiels Michael D. “Canada’s Francophone Minority Communities Constitutional Renewal and the Winning of School Governance”, McGill-Queen’s University Press, 2004.
- ³ Richards, Robert G. “Mahe v. Alberta: Management and Control of Minority Language Education”, *McGill Law Journal*, Vol.36: 1, 1990, pp.216-227.
- ⁴ 内田圭佑「カナダにおける言語別教育委員会に関する研究－組織編成および選挙制度に着目して－」『教育学研究紀要（CD-ROM版）』第65巻、2019年、618-623頁および内田圭佑「カナダにおける言語別教育委員会の職務権限－州間比較と事例分析を通して－」『教育行政学研究』第42号、2021年、1-13頁。
- ⁵ 平田淳「多文化主義国家カナダの「憲法」における宗派的・言語別マイノリティの教育保障と教育行政制度」『佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要』第2巻、2018年、77頁。

- ⁶ Statistics Canada, “Census Profile, 2016 Census”. (<https://www12.statcan.gc.ca/census-recensement/2016/dp-pd/prof/index.cfm?Lang=E>) (最終閲覧日：2022年3月11日)
- ⁷ Legislative Assembly of British Columbia, “Debates & Data”. (<https://www.leg.bc.ca/documents-data>) (最終閲覧日：2022年3月17日)
- ⁸ 議事録は回ごとにHTML形式で公開されているため、単語を基に探索する際にはページ内検索機能を用いた。
- ⁹ ジョンソン, F. ヘンリー『カナダ教育史』（鹿毛基生訳）学文社、1968年、81頁。
- ¹⁰ ジョンソン, F. ヘンリー『カナダ教育史』（鹿毛基生訳）学文社、1968年、85頁。
- ¹¹ Legislative Assembly of British Columbia, “*Official Report of the Legislative Assembly (Hansard)*”, Wednesday, February 11, 1970, p.303.
- ¹² Legislative Assembly of British Columbia, “*Official Report of the Legislative Assembly (Hansard)*”, Tuesday, February 17, 1970, p.421.
- ¹³ Legislative Assembly of British Columbia, “*Official Report of the Legislative Assembly (Hansard)*”, Monday, February 14, 1972, p.486.
- ¹⁴ Legislative Assembly of British Columbia, “*Official Report of the Legislative Assembly (Hansard)*”, Wednesday, February 14, 1973, p.427.
- ¹⁵ Legislative Assembly of British Columbia, “*Official Report of the Legislative Assembly (Hansard)*”, Thursday, March 8, 1973, p.1165.
- ¹⁶ Legislative Assembly of British Columbia, “*Official Report of the Legislative Assembly (Hansard)*”, Thursday, March 8, 1973, p.1167.
- ¹⁷ Legislative Assembly of British Columbia, “*Official Report of the Legislative Assembly (Hansard)*”, Tuesday, March 4, 1975, p.332.
- ¹⁸ ケベック党を立ち上げるなど、ケベックのカナダからの独立を問うた政治家。
- ¹⁹ Legislative Assembly of British Columbia, “*Official Report of the Legislative Assembly (Hansard)*”, Tuesday, July 26, 1977, pp.4043-4044.
- ²⁰ Legislative Assembly of British Columbia, “*Official Report of the Legislative Assembly (Hansard)*”, Thursday, June 1, 1978, pp.1929-1930.
- ²¹ Legislative Assembly of British Columbia, “*Official Report of the Legislative Assembly (Hansard)*”, Thursday, May 12, 1988, pp.4453-4454.
- ²² Legislative Assembly of British Columbia, “*Official*

- Report of the Legislative Assembly (Hansard)*”, Monday, April 13, 1992, Afternoon Sitting Volume 2, Number 3, pp.704-706および Legislative Assembly of British Columbia, “Official Report of the Legislative Assembly (Hansard)”, Tuesday, April 14, 1992, Morning Sitting Volume 2, Number 4, pp.722-723.
- ²³ 第32回立法議会1980年5月7日水曜日午後会における B. R. D. Smith 議員の発言。なお、1996年の人口統計において、1991年におけるBC州の5～19歳のフランス語話者数は3,470人となっている。(https://www12.statcan.gc.ca/datasets/Index-eng.cfm?Temporal=1996) (最終閲覧日:2022年3月25日)
- ²⁴ Mahe v. Alberta, [1990] 1 S.C.R. 342。
- ²⁵ Reference re Public Schools Act (Man), s. 79(3), (4) and (7), [1993] 1 S.C.R. 839。
- ²⁶ Barry M. Sullivan を議長とした王立教育委員会による報告書。
- ²⁷ Legislative Assembly of British Columbia, “*Official Report of the Legislative Assembly (Hansard)*”, Monday, June 26, 1989 Afternoon Sitting, pp.7865-7866。
- ²⁸ 第35回立法議会第一会期1992年5月12日火曜日午後会における G. Farrell-Collins 議員および同第二会期1993年4月23日金曜日朝会における H. De Jong 議員の発言。
- ²⁹ Legislative Assembly of British Columbia, “*Official Report of the Legislative Assembly (Hansard)*”, Monday, June 13, 1994 Afternoon Sitting, Volume 16, Number 10, p.11840。
- ³⁰ 本規則はオンラインで公開されていないため、Eメールを通じて Legislative Library of British Columbia より提供を受けた。この場を借りて深く御礼申し上げます。
- ³¹ The Courts of British Columbia, “L’association Des Parents Francophone De La Colombie-Britannique, La Federation Des Francophone De La Colombie-Britannique v. Woods”. (https://www.bccourts.ca/jdb-txt/sc/96/11/s96-1199.txt) (最終閲覧日:2022年3月19日)
- ³² その他には、フランス語系学区外に居住するフランス語系教育委員会の会員に、居住する地域の英語系教育委員会においても投票権を認めるかなどが議論となった。
- ³³ Legislative Assembly of British Columbia, “*Official Report of Debates of the Legislative Assembly (Hansard)*”, Monday, July 28, 1997 Afternoon Volume 7, Number 10 Part 1, p.6421。
- ³⁴ Legislative Assembly of British Columbia, “*Official Report of Debates of the Legislative Assembly (Hansard)*”, Monday, July 28, 1997 Afternoon Volume 7, Number 10 Part 1, p.6423。
- ³⁵ Conseil scolaire francophone de la Colombie-Britannique, “Historique”. (https://www.csf.bc.ca/csf/historique/) (最終閲覧日:2022年3月19日)

(主指導教員 滝沢 潤)